								第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十第二項
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六条）第六条の十九号。）において「地方税法等改正法」という。）	地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）	地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）	（当該各徴収取扱費算定期間内	還付金等（法第七十二条の百四第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）	徴収取扱費基礎額	金額	法第七十二条の百四、	
第二百五十条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の七第一項に規定する地方税法お従等改正法附則第七十二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の七第一項に規定する地方税法お従等改正法附則第七十二								